

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」アートフェスティバル業務仕様書

1 目的

「銀の馬車道・鉱石の道」にゆかりの鉱物や、鉱山町・馬車道沿線の宿場町の風習・文化等をテーマに、アートフェスティバルを実施し、地域住民が地域資源を再認識し地域への誇りを醸成する契機とする。あわせて、アートを切り口に文化財、産業遺産に関心の薄い新たな層の誘客を促進し、地域活性化に繋げる。

2 業務名

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」アートフェスティバル業務（以下、「本業務」という。）

3 業務期間

委託契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

4 予算額（予定）

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

「銀の馬車道・鉱石の道」エリアの産業遺産、歴史、文化・風習をテーマとしたアートフェスティバルの開催

[展開例]

- ・住民対話を交えたアート作品の制作
- ・アート作品を巡るエクスカージョン
- ・体験型ワークショップ
- ・アートイベント（アーティストのトークショー等）
- ・アートパフォーマンス
- ・地域住民のガイドによるまちあるき

なお、アートフェスティバルの企画・実施にあたっては、次の点に配慮すること。

- ①日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」を構成する産業遺産は、3市3町と広域に跨がることから、これらの繋がりを示すよう魅力を発信する地域イベントを当該日本遺産を構成するエリア（市町域）で実施すること
- ②「銀の馬車道・鉱石の道」の歴史的経緯や日本遺産に認定されたストーリーを踏まえ、地域の活性化や賑わい創出に繋がる内容とすること
- ③アーティストと地域団体との連携、地域との交流等により地域のシビックプラ

イド醸成の契機となるよう工夫すること

- ④平成29年度に、「銀の馬車道と鉱石の道」つながる金・銀・銅文化プロジェクトにおいて、アート作品を制作・設置しているので、これらを活用した提案が望ましい。

6 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 本事業の成果物等に係る権利は、事業実施者が従前権利を有していたもののぞき、原則、日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書は、業務内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても、業務の遂行に必要な事項は実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行にあたること。
- (3) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定等については、これを遵守し遺漏のないようにすること。

7 問い合わせ先、書類提出先

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」アートフェスティバル担当 浦野、藪下
(兵庫県但馬県民局地域政策室地域づくり課内)

〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11 兵庫県豊岡総合庁舎

TEL 0796-34-6126 FAX 0796-23-1476

E-mail tajimachiiki@pref.hyogo.lg.jp